

明 渡 し 請 求 予 告 書

堺 第 号
年 月 日

住宅第 号

様

堺 市 長



市営住宅の建替えに伴う住宅明渡しの同意については、明渡し勧告書（ 年 月 日付け堺 第 号）により勧告しましたが、既に 1 箇月を経過しても、いまだ明渡しに同意する旨の意思表示がありません。したがって、本書の発信日から 1 箇月以内に同意がないときは、公営住宅法第 38 条の規定に基づき明渡しの請求をすることになりますので予告します。

なお、明渡しの請求を行った場合において、明渡期限を経過しても明渡しをしないときは、入居承認を取り消し、その結果、建替住宅その他市営住宅への入居ができなくなりますのでご承知おきください。

公 営 住 宅 法 抜 粋

(公営住宅の明渡しの請求)

第38条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。